

秋田県公報

四 次

監査結果公報
監査結果の公報(一)

監査委員公告

監査委員公告第1号

平成12年秋田県告示第298号で告示された外部監査契約に關し、外部監査人から監査の結果に關する報告の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成13年2月23日

秋田県監査委員	加藤義康
秋田県監査委員	山田靖男
秋田県監査委員	工藤昇
秋田県監査委員	天野進

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千五百円
購読料金

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電〇八(863)八七六六
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

平成12年度

包括外部監査の結果報告書

I. 貸付金の管理状況について

II. 財団法人あきた産業振興機構（旧 財団法人秋田県中小企業
振興公社）の運営状況について

秋田県包括外部監査人 高井宏司

I. 貸付金の管理状況について

目 次

第 1 監査の概要	
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査の対象期間	1
4. 事件を選定した理由	1
5. 監査の方法	1
6. 監査の実施期間	2
第 2 県の貸付金の総額	
1. 貸付金の分類	3
2. 貸付金集計の前提条件	3
3. 平成 11 年度末の貸付金残高	4
4. 延滞債権及び収入未済利息の総額	6
5. 延滞債権の延滞発生時期による分類	8
6. 延滞債権の回収可能性による分類	8
7. 監査の結果	10
第 3 母子及び寡婦福祉資金	
1. 制度の概要	12
2. 貸付金の管理状況	14
3. 延滞債権の管理状況	15
4. 監査の結果	17
5. 監査の結果に添えて提出する意見	17
第 4 農業改良資金	
1. 制度の概要	20
2. 貸付金の管理状況	21
3. 延滞債権の管理状況	23
4. 監査の結果	24
5. 監査の結果に添えて提出する意見	25
第 5 沿岸漁業改善資金	
1. 制度の概要	27
2. 貸付金の管理状況	27
3. 延滞債権の有無及び管理状況	29
4. 監査の結果	29

5. 監査の結果に添えて提出する意見	30
第6 林業改善資金	
1. 制度の概要	31
2. 貸付金の管理状況	33
3. 延滞債権の管理状況	36
4. 監査の結果	39
5. 監査の結果に添えて提出する意見	40
第7 秋田県企業支援センターが行う中小企業者に対する貸付金	
1. 制度の概要	42
2. 貸付金の管理状況	45
3. 延滞債権の管理状況	47
4. 監査の結果	50
5. 監査の結果に添えて提出する意見	50
第8 秋田県社会福祉施設整備資金	
1. 制度の概要	52
2. 貸付金の管理状況	55
3. 監査の結果	55
第9 公的医療機関等設備整備資金	
1. 制度の概要	57
2. 延滞債権の管理状況	60
3. 監査の結果	60
4. 監査の結果に添えて提出する意見	60

報告書中の表の合計金額は、単位未満を切捨てて表示しているため、総計と
その内訳が一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

貸付金の管理状況について

3. 監査の対象期間

平成11年度（平成11年4月1日から平成12年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4. 事件を選定した理由

県が作成した「秋田県歳入歳出決算書及び附属書類」及び「財産に関する調書」などに基づき調査したところ、県の普通会計（企業会計を除く）における債権額は、平成11年度末現在64,281,780千円である。このうち貸付金は64,183,004千円であり、債権額の99.8パーセントを占めている。また、貸付金のうち、約定返済期限までに返済されず年度を越えて未納となった金額は、同調書によると1,136,553千円であり、貸付金の1.7パーセントに相当する。しかし、この金額は同調書に記載され顕在化した不良債権額であり、この他に潜在化している不良債権又は不良債権化するおそれのある債権の存在が考えられる。その有無、額は公表されている資料では不明であるが、現下の経済状況をみるとその存在を疑わざるを得ず、そうすると不良債権額は更に増加することになる。

相次ぐ金融機関の破綻により不良債権問題がクローズアップされ、地方自治体においても貸付金制度のディスクローズ（情報開示）は重大な関心事となっている。貸付・回収手続が法令、条例、規則、要綱、要領等定められた基準（以下「法令等定められた基準」という。）に従って執行されているかを監査し、今後の不良債権化を防止するとともに滞納額の縮減をはかることが必要であると考え当該事件を選定した。

5. 監査の方法

（1）監査の要点

- ① 県の実質的な貸付金の総額・不良債権の総額並びに各貸付金の概要はどのようなものか。
また、各貸付金の回収可能性に重大な問題はないか。
- ② 監査対象とした個別の貸付金は、「長期貸付金のうち不特定の事業者等に貸出されたもので
あり、かつ、不良債権又は不良債権化するおそれのある債権の存在が考えられるもの」とい
う観点から下記の貸付金を選定した。

特別会計による長期貸付金	母子及び寡婦福祉資金
//	農業改良資金
//	沿岸漁業改善資金
//	林業改善資金
//	中小企業高度化資金
//	中小企業設備近代化資金
基金による長期貸付金	秋田県社会福祉施設整備資金
//	公的医療機関等設備整備資金

- ③ 監査対象とした個別の貸付金について、下記の視点で監査を実施した。
- ア. 貸付手続は、法令等定められた基準に準拠して適正になされているか。
 - イ. 貸付に関する証憑書類（契約書等）は、適切に整理保管されているか。
 - ウ. 回収手続（滞納整理を含む。）は、法令等定められた基準に準拠して適切になされているか。
 - エ. 不良債権は正しく把握・認識されているか。
 - オ. 不良債権に対する対応は、貸付先の状況に応じて適切、迅速に行われているか。

（2）主な監査手続

- ① 貸付金を所管する各課に対し調査票を送付し、回答を受けて、県の貸付金の総額を把握した。なお、調査票の回答の結果、検討を要すると思われる場合には追加資料を徴求し、問題点について調査を実施した。
- ② 個別に監査対象にした貸付金の監査を実施するにあたり、下記の手続を実施した。
 - ア. 法令等定められた基準を閲覧した。
 - イ. 予算執行・業務処理フロー・内部統制制度の整備運用状況を担当者への質問等により概括的に把握した。
 - ウ. 貸付金の交付・回収の事務について、証拠書類・関係帳票と照合し、手続の合規性を検証した。
 - エ. 貸付金の管理方法及び不良債権の管理・回収業務の状況を関係帳票、担当者への質問等により把握した。

6. 監査の実施期間

平成12年6月14日から平成13年2月6日まで

第2 県の貸付金の総額

1. 貸付金の分類

県の貸付金は、貸付を所管する部署によって以下のように分類される。

- ・ 一般会計からの貸付金
- ・ 特別会計からの貸付金
- ・ 基金からの貸付金

次に、貸付期間によって分類すると以下のとおりである。

- ・ 単年度貸付金………貸付を行った年度内に返済され、年度末に貸付金残高がゼロとなる貸付金
- ・ 長期貸付金………返済期間が1年を超える分割返済される貸付金

2. 貸付金集計の前提条件

(1) 企業局への貸付金は、県の内部取引であるから貸付金に含めない。

(2) 修学資金貸付金は、修学修了後の一定の期間、金銭消費貸借契約書に定める勤務をした場合には返済を免除されるもので、補助金の性格を有するものであるから貸付金に含めない。なお、修学資金貸付金は下記の5件であり、平成11年度末の残高は644,884千円である。

- ・ 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金
- ・ 理学療法士等修学資金貸付金
- ・ 歯科衛生士修学資金貸付金
- ・ 看護職員修学資金貸付金
- ・ 秋田県高校定時制及び通信制課程修学資金貸付金

(3) 単年度貸付金の大半は、平成11年度末一旦返済され、平成12年度の早い時期に同一の貸付先に再度貸付けられている。このような貸付金は、民間金融機関の手形貸付の書き換えと同質であり、かつ県がほぼ1年間財政負担を強いられているので、平成11年度末残高がゼロではあるが、貸付金残高に加えることとした。

なお、平成11年度末の単年度貸付金残高は、平成11年度の貸付額と平成12年度の貸付額のいずれか少ない金額とする。すなわち、平成12年度において平成11年度と同額以上貸付けしたか貸付けする予定の貸付金は、平成11年度貸付額を貸付金残高とする。また、平成12年度における貸付実績又は貸付予定額が平成11年度貸付額未満の場合は、平成12年度の貸付実績又は貸付予定額を貸付金残高とする。

(4) 収入未済額を貸付金残高に含める。

県は収入未済額を貸付金残高とは区分し、収入未済調書に記載して集計している。例えば、

平成11年度末の貸付金残高が1,000千円、うち100千円が平成11年度に返済期限が到来したが、未回収である場合には、期限未到来の貸付金残高として900千円、現年度収入未済額として100千円、というように区分して集計されている。

(5) 貸付金残高は平成12年3月31日現在のものである。したがって、出納整理期間中（平成12年4月1日から平成12年5月31日まで）に返済されたものであっても残高に含まれている。

＜用語＞

「収入未済額」は、「過年度収入未済額」と「現年度収入未済額」の合計額である。

過年度収入未済額・・・平成10年度以前に返済期限が到来しているが、平成11年度末までに返済されていない貸付金

現年度収入未済額・・・平成11年度に返済期限が到来しているが、平成11年度末までに返済されていない貸付金

3. 平成11年度末の貸付金残高

上記の分類方針に基づき集計した県の貸付金の平成11年度末残高は以下のとおりである。

(単位：千円)

単年度貸付金（一般会計）			
種類	残高	貸付先	所管課
秋田県物価対策資金	10,000	秋田県生活協同組合連合会	県民文化政策課
秋田県公害防止設備資金	6,200	秋田県信用保証協会	環境政策課
卸売市場近代化育成資金	60,000	金融機関	流通経済課
高品質葉たばこ生産促進資金	100,000	秋田県たばこ耕作組合	農産園芸課
肉用牛育種価値早期判定緊急対策資金	100,000	秋田県畜産農業協同組合連合会	畜産課
森林組合事業振興資金	1,000,000	秋田県森林組合連合会	林業政策課
森林組合合併促進特別融資資金	200,000	//	//
秋田県林業公社運転資金	25,000	(財)秋田県林業公社	//
秋田県林業公社造林資金	4,534,813	//	//
木材産業等高度化推進資金	1,118,500	金融機関	木材産業課
きのこ生産振興対策資金	10,000	//	//
商店街活性化推進資金	133,562	//	産業経済政策課
中小企業事業円滑化資金	5,982,000	秋田県信用保証協会	//
中小企業経営改善資金	430,900	//	//
小規模事業振興資金	375,700	//	//
中小企業災害復旧資金	2,000	//	//
経営活性化支援特別資金	20,542,000	//	//

倒産関連中小企業資金	13,000	秋田県信用保証協会	産業経済政策課
秋田産業振興資金	699,000	//	//
起業者育成資金	403,000	//	//
特定地域中小企業特別融資資金	1,000	//	//
緊急経営支援特別資金	1,000	//	//
受注減対策特別資金	41,000	//	//
中小企業組織融資資金	500,000	秋田県中小企業団体中央会	//
県単機械類貸与資金	1,467,300	(財)あきた産業振興機構	商工業振興課
コスト削減対策機械類貸与資金	1,928,611	//	//
秋田県企業立地促進資金	3,114,017	金融機関	//
秋田県研究開発型起業育成資金	12,241	//	//
秋田県観光レクリエーション設備整備資金	246,396	秋田県信用保証協会	観光課
秋田県物産振興会振興対策事業資金	117,000	(財)秋田県物産振興会	//
秋田県労働金庫貸付金	200,000	秋田県労働金庫	労働政策課
秋田県労働金庫貸付金（生活資金）	5,000	//	労働政策課
秋田県労働者信用基金協会育成資金	60,000	(財)秋田県労働者信用基金協会	//
秋田県勤労者住宅生活協同組合貸付金	150,000	秋田県労働金庫	//
秋田県勤労者福祉事業団貸付金	262,000	(財)秋田県勤労者福祉事業団	//
内職工賃立替資金	2,000	秋田県内職連絡協議会	//
秋田県住宅供給公社貸付金	1,556,690	秋田県住宅供給公社	建築住宅課
秋田県住宅建設資金	7,239,471	金融機関	建築住宅課
秋田県学校給食会貸付金	20,000	(財)秋田県学校給食会	保健体育課
計	52,669,401		

長期貸付金（一般会計）

種類	残高	貸付先	所管課
農地管理公社貸付金	1,549,641	(財)秋田県農地管理公社	農業政策課
畜産経営自立化促進資金	2,036	畜産事業従事者	畜産課
県産材流通拡大促進資金	1,500,000	金融機関	木材産業課
地域中小売商業活性化事業貸付金	1,600,000	(財)あきた産業振興機構	商工業振興課
中心市街地商業活性化推進事業基金造成資金	250,000	//	//
ビジネスサポートセンター設置資金	78,006	//	//
創造的中小企業創出支援事業資金	1,384,770	//	//
田沢湖高原リフト（株）無利子貸付金	429,500	田沢湖高原リフト（株）	観光課
土地開発公社貸付金	266	秋田県土地開発公社	建設交通政策課
秋田空港国際線専用棟建設事業費貸付金	1,692,000	秋田空港ターミナルビル（株）	建設交通政策課
秋田盛岡間新幹線直行特急化事業費貸付金	19,600,000	東日本旅客鉄道（株）	建設交通政策課
計	28,086,220		

長期貸付金（特別会計）

種類	残高	貸付先	所管課
地域総合整備資金	10,062,047	事業者	地域振興課
市町村振興資金	11,331,611	県内市町村	市町村課
母子及び寡婦福祉資金	739,462	母子及び寡婦	子育て支援課
就農支援資金	38,400	(財)秋田県農地管理公社	農業政策課
農業改良資金	1,734,825	農業従事者	流通経済課
沿岸漁業改善資金	192,040	沿岸漁業従事者	水産漁港課
林業改善資金	367,549	林業従事者	林業政策課
中小企業高度化資金 (商業)	7,667,156	商業従事者他	商工業振興課
// (工業)	3,074,074	製造業者他	//
中小企業設備近代化資金 (設備近代化資金)	849,275	製造業者	//
// (設備貸与資金)	923,056	(財)あきた産業振興機構	//
計	36,979,499		

長期貸付金（基金）

種類	残高	貸付先	所管課
秋田県社会福祉施設整備資金	788,478	社会福祉施設	長寿社会課
公的医療機関等設備整備資金	2,272,142	医療機関	医務薬事課
秋田県農業振興対策基金貸付金	9,408	農業従事者	流通経済課
森林整備担い手育成基金貸付金	4,000,000	(財)秋田県林業労働対策基金	林業政策課
林業開発基金	12,456,928	(財)秋田県林業公社	//
計	19,476,956		

貸付金合計	137,212,077 千円
-------	----------------

4. 延滞債権及び収入未済利息の総額

平成11年度末の実質的な延滞債権及び収入未済利息（延滞損害金を除く）は次のとおりである。

実質的な延滞債権及び収入未済利息の意義については、次ページの <用語> に記載したとおりである。県は、原則として、収入未済額を延滞債権として認識・分類しているが、収入未済額に係わる債権で平成12年度以降返済期限が到来する「期限未到来額」も収入未済額と同様回収不能となるおそれのある債権額であることから、本報告では、期限未到来額を含めて延滞債権とみなして集計している。すなわち、収入未済額と収入未済額に係わる期限未到来額の合計額を平成11年度末における実質的な延滞債権であるとみなしている。

なお、以後「設備近代化資金」は中小企業設備近代化資金のうち設備近代化資金をいい、設備貸与資金を含まない。